宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇　治　市
政策経営部
政策総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市槇島町吹前123-4
㈲南山城複写センター

目　次

告　　示

○告示第１０１号　市道路線の区域の決定……（建設総務課）…２
○告示第１０２号　市道路線の区域の変更……（建設総務課）…２
○告示第１０３号　市道路線の供用の開始……（建設総務課）…２

公　営　企　業

○公告第１６号　宇治市指定給水装置工事事業者の指定……２

正　　誤

○２０００年（平成１２年）５月１２日付け宇治市公報第１３３６号……２

告示

宇治市告示第１０１号

市道路線の区域の決定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定により、市道路線の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間　　令和３年８月２７日から１４日間

令和３年８月２７日

宇治市長　松村　淳子

路線名	区　　間	幅　員（m）	延　長（m）	備考
伊勢田町２２３号線	伊勢田町ウトロ６２番地の１ 伊勢田町南山２１番地の４	８．０ ～９．０	２９０．０	

宇治市告示第１０２号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間　　令和３年８月２７日から１４日間

令和３年８月２７日

宇治市長　松村　淳子

路線名	区　　間	前後別	幅　員（m）	延　長（m）	備考
伊勢田町１２３号線	伊勢田町新中ノ荒２０番地の９ 伊勢田町南山２１番地の４	前	６．０	４９．６	
	伊勢田町新中ノ荒２０番地の９ 伊勢田町南山２１番地の４	後	６．０ ～９．６	４３．０	
伊勢田町１３３号線	伊勢田町南山９番地の３ 伊勢田町南山９番地の３	前	２．７ ～３．３	８．４	終点地番「伊勢田町南山９番地の３」を「伊勢田町南山９番地の５」に改正。
	伊勢田町南山９番地の５ 伊勢田町南山９番地の５	後	３．０ ～３．３	５．８	

宇治市告示第１０３号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間　　令和３年８月２７日から１４日間

令和３年８月２７日

宇治市長　松村　淳子

路　線　名	供用開始の区間	供用開始年月日
伊勢田町１２３号線	伊勢田町新中ノ荒２０番地の９ 伊勢田町南山２１番地の４	令和３年８月２７日
伊勢田町２２３号線	伊勢田町ウトロ６２番地の１ 伊勢田町南山２１番地の４	令和３年８月２７日

公営企業

宇治市上下水道事業公告第１６号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和３２年法律第１７７号）第１６条の２第１項の規定により、令和３年７月１日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和３年８月２７日

宇治市長　松村　淳子

指定番号　第４９３号　　株式会社ヤマミチ

正誤

２０００年（平成１２年）５月１２日付け宇治市公報第１３３６号中

ページ	行	誤	正
１６	２行目	改札	開札